

お知らせ

公共施設などの使用料等を一部改正します

10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税が転嫁されている各種公共施設などの使用料等を見直します。

対象となる各種公共施設などの使用料等については、各担当課または各施設へお問い合わせください。市ウェブサイトにでもご覧いただけます。

圃財政課(4階)

☎(20)1517、FAX(20)1603

歯周病検診・妊婦歯科検診のお知らせ

日時 10月5日(土) / 受付 妊婦歯科検診13時～13時20分、歯周病検診13時40分～14時 / 場所 保健センター / 対象者 妊婦および平成31年4月1日現在で40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳の方 / 内容 歯科診察、歯科相談、個別ブラッシング指導 / 費用 500円

【申込・問合せ】

保健センター

☎(25)1725、FAX(25)1865

二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合により新しくできる小学校の校名を募集します

応募資格 二宮小学校または緑ヶ丘小学校の学区内に居住する人(年齢性別問わず) / 募集期間 9月4日(土)～20日(金)

応募方法など詳しくは学校教育課ウェブページまたは同課にお問い合わせください。

圃学校教育課(9階)

☎(20)1558、FAX(20)1607

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です

屋外広告物の掲出には、原則として市の許可が必要です。屋外広告物の適正管理の促進のため、毎年9月1日～10日までの「屋外広告物適正化旬間」として設定されています。適正な屋外広告物の掲出・管理にご協力をお願いします。

圃都市計画課(8階)

☎(20)1546、FAX(20)1606

10月から「年金生活者支援給付金制度」が始まります

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年

金に上乗せして支給されるものです。この給付金を受け取るには、次の支給要件を満たすとともに、認定請求手続きを行う必要があります。

◆支給要件

【老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金】

①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている。

②請求される方の世帯全員の市民税が非課税である。

③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9300円以下である。

【障害年金生活者支援給付金】

①障害基礎年金を受けている。

②前年の所得額が「462万1000円+扶養親族の数×38万円」以下である。

【遺族年金生活者支援給付金】

①遺族基礎年金を受けている。

②前年の所得額が「462万1000円+扶養親族の数×38万円」以下である。

また、平成31年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしている方には、令和元年9月ごろに日本年金機構から給付金の案内が届きますので、同封されている請求書に必要な事項をご記入の上、速やかに返送してください。

圃給付金専用ダイヤル
☎0570(05)4092

高齢者に長寿祝金を支給

市では、9月15日「老人の日」の行事として長寿のお祝いと敬老の意を表し、長寿の節目を迎える方に祝金を支給します。

◆受給資格

9月15日現在で長寿の節目を迎える方(米寿・白寿)および満100歳以上の方で、本市に引き続き1年以上居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方。

◆祝金の額

米寿(昭和5年9月17日)～昭和6年9月16日生で満88歳の方) 5千円

白寿(大正8年9月17日)～大正9年9月16日生で満99歳の方) 1万円

大正8年9月16日以前に生まれた満100歳以上の方) 2万円

◆資格の喪失(9月14日まで)

に、いずれかに該当する場合) ①市外に転出したとき

②亡くなられたとき
③その他祝金の支給が適当でないと思われるとき

◆支給期間

9月15日(土)～30日(月)(地区民生委員等が配付)

圃高齢者支援課地域包括支援室(2階)

☎(20)1583、FAX(20)6788

令和2・3年度入札参加資格審査申請の当初申請について

市の建設工事、測量・コンサルタント、業務委託、物品の購入などの入札に参加するには入札参加資格審査申請の手続きをして、「茂原市入札参加資格者名簿」に登録されることが必要です。

◆受付期間

9月17日(火)～11月15日(金)17時まで

◆申請方法

「ちば電子調達システム」での電子申請および申請書類(申請書および添付書類)の提出

詳しくは、管財課ウェブページおよび千葉県電子自治体運営協議会ウェブページをご確認ください。

圃管財課(4階)

☎(20)1520、FAX(20)1602